

岡山県医療審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い定員10名になり次第終了します。

2 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

3 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食すること。
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

4 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

5 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。